

令和5年12月市議会定例会 農林水産部 議案説明資料

目 次

【予算案件】

1	令和5年12月農林水産部補正予算（案）総括表	1 頁
2	人件費補正について	3 頁
3	機構集積協力金（経営転換協力金）の償還について	6 頁
4	「富富富」生産拡大支援事業（県単）について	7 頁
5	小規模土地改良事業補助金について	8 頁
6	黒瀬谷交流センター管理費について	9 頁
7	富山市猿倉山森林公園の指定管理者の指定及び債務負担行為の追加について	10 頁

【条例案件】

8	とやまスローライフ・フィールド条例の一部改正について	11 頁
9	富山市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定及び富山市特別会計条例の一部改正について	12 頁
10	富山市割山森林公園条例の一部改正について	13 頁

1 令和5年12月農林水産部補正予算（案）総括表

【一般会計】

農業委員会を除く

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
農 林 水 産 部 合 計	7,396,545	66,907	7,463,452	
(款6) 農林水産業費	5,909,545	66,907	5,976,452	
(項1) 農業費	2,083,492	27,261	2,110,753	農業総務一般管理費 5,893 ※ 担い手総合支援事業費 2,387 集落営農促進対策事業費 1,361 営農サポートセンター管理運営費 2,440 ※ 山村振興対策事業費 10,500 公設地方卸売市場事業特別会計繰出金 4,680 ※
(項2) 農地費	2,380,512	44,838	2,425,350	農地事務費 28,203 ※ 小規模土地改良事業費補助金 15,470 農業集落排水事業特別会計繰出金 1,165 ※
(項3) 林業費	1,195,418	△ 5,192	1,190,226	林業事務費 ▲ 5,192 ※

※は、人件費のみ

【農業集落排水事業特別会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
農業集落排水事業 特別会計 合計	1,369,212	1,165	1,370,377	
(款1) 農業集落排水 整備費	525,725	1,165	526,890	
(項1) 管理費	525,725	1,165	526,890	農業集落排水管理費 1,165 ※

※は、人件費のみ

【公設地方卸売市場事業特別会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
公設地方卸売市場事業 特別会計 合計	1,149,875	4,680	1,154,555	
(款1) 公設地方卸売 市場費	1,065,833	4,680	1,070,513	
(項1) 総務管理費	281,728	4,680	286,408	一般管理費 4,680 ※

※は、人件費のみ

2 人件費補正について

(1) 人件費

【一般会計】

農業委員会を除く

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)			
							現計 予算	今回 補正	増減	
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業総務費	農政企画課	121,287	736	122,023	15	15	0	
			農業水産課	43,485	△ 815	42,670	11	11	0	
			農業振興課	89,784	185	89,969	10	10	0	
			農地林務課	20,427	773	21,200	2	2	0	
		5 農業技術特産 振興費	営農サポ ートセンター	62,880	1,722	64,602	9	9	0	
		7 公設地方卸売 市場費	農政企画課	93,203	4,680	97,883	-	-	-	
		計		431,066	7,281	438,347	47	47	0	
	2 農地費	1 農地総務費	農村整備課	100,038	△ 15,243	84,795	13	11	△ 2	
			国営農地再編 整備推進室	38,526	28,657	67,183	5	8	3	
			農地林務課	35,741	14,789	50,530	6	7	1	
		4 農業集落排水 費	農村整備課	33,346	1,165	34,511	-	-	-	
		計		207,651	29,368	237,019	24	26	2	
	3 林業費	1 林業総務費	森林政策課	70,235	△ 6,657	63,578	9	8	△ 1	
			農地林務課	49,066	△ 352	48,714	6	6	0	
		計		119,301	△ 7,009	112,292	15	14	△ 1	
	合 計				758,018	29,640	787,658	86	87	1

【農業集落排水事業特別会計】

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)		
							現計 予算	今回 補正	増減
1 水 整 備 集 落 排	1 管 理 費	1 管理費	農村整備課	33,346	1,165	34,511	4	4	0
		計		33,346	1,165	34,511	4	4	0
合 計				33,346	1,165	34,511	4	4	0

【公設地方卸売市場事業特別会計】

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)		
							現計 予算	今回 補正	増減
1 公 設 地 方 卸 売 市 場 費	1 総 務 管 理 費	1 一般管理費	地方卸売市場	93,203	4,680	97,883	12	13	1
		計		93,203	4,680	97,883	12	13	1
合 計				93,203	4,680	97,883	12	13	1

(2) 報酬等

【一般会計】

農業委員会を除く

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業総務費	農政企画課	0	4,971	4,971	
			農業振興課	5,276	43	5,319	
		5 農業技術特産 振興費	営農サポ ートセンター	8,556	718	9,274	
		計			13,832	5,732	19,564
	2 農地費	2 土地改良費	農地林務課	1,326	1,323	2,649	
		計			1,326	1,323	2,649
	3 林業費	1 林業総務費	森林政策課	0	1,817	1,817	
		計			0	1,817	1,817
	合 計				15,158	8,872	24,030

農林水産部 人件費・報酬等 総 合 計		現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
		899,725	44,357	944,082

【担い手総合支援事業費】

3 機構集積協力金（経営転換協力金）の償還について

[農政企画課]

(1) 補正額 2, 3 8 7 千円

〔	財源内訳	諸収入	2, 3 8 7 千円	〕

(2) 補正目的

農地売買等に伴い、農地中間管理機構との貸借契約が途中解約となり、農地所有者から返還される補助金を、県に償還するもの。

(3) 事業内容

機構集積協力金（経営転換協力金）は、農地所有者が、農地中間管理機構と10年以上の期間で農地の貸借契約を結んだうえで離農した際に、国より交付されるが、途中解約した場合、償還することとされており、今年度、機構との貸借契約を途中解約した農地所有者（10名）分を県へ償還するもの。

※ 負担割合 国＝100%

(歳出予算科目) 償還金 2, 3 8 7 千円

【集落営農促進対策事業費】

4 「富富富」生産拡大支援事業（県単）について

[農業水産課]

(1) 補正額 1, 3 6 1 千円

財源内訳	県支出金	9 0 7 千円
	一般財源	4 5 4 千円

(2) 補正目的

県の補助事業に採択されたため、高温に強い「富富富」の生産拡大を図る認定農業者に対し、乾燥調製(貯蔵)施設の改修等を支援するもの。

(3) 事業内容

認定農業者（富山地域1件）に対し、乾燥機の導入に対する補助金を交付する。

（補助率：1/2（県1/3、市1/6））

（歳出予算科目） 補助金 1, 3 6 1 千円

【小規模土地改良事業費補助金】

5 小規模土地改良事業補助金について

[農村整備課]

[農地林務課]

(1) 補正額 14,147千円

財源内訳	市債	10,500千円
	一般財源	3,647千円

(2) 補正目的

県の追加内示に伴い、農業生産基盤の整備や農業用水路転落事故の防止について、更なる推進を図るもの。

(3) 事業内容

ア. 安全施設整備 2地区（富山地域：1地区、八尾地域：1地区）
（県40%（中山間50%）、市55%（中山間45%）、地元5%）

イ. 農道整備 2地区（八尾地域：1地区、婦中地域：1地区）
（県40%、市40%、地元20%）

ウ. 水路整備 4地区（富山地域：1地区、大沢野地域：2地区、八尾地域：1地区）

（県40%（中山間50%）、市40%（中山間40%）、地元20%（中山間10%））

※県の補助金は事業主体である土地改良区に直接交付される。

ア. 安全施設整備



転落防護柵設置

(歳出予算科目)

イ. 農道整備



砂利道のアスファルト舗装

補助金 14,147千円

ウ. 水路整備



水路補修

【山村振興対策事業費】

6 黒瀬谷交流センター管理費について

[農業振興課]

(1) 補正額 10,500千円

〔	財源内訳	一般財源	10,500千円	〕

(2) 補正目的

第2次公共施設マネジメントアクションプランに基づき、令和6年度から黒瀬谷公民館及び黒瀬谷地区センターの機能が黒瀬谷交流センターへ集約化されることから、施設の改修等を行い、地域のコミュニティ活動の持続的な発展を図るもの。

(3) 事業内容

- ア. 室内改修等業務委託
- イ. 雨樋・瓦補修、ガラス清掃業務委託
- ウ. トイレ改修業務委託
- エ. 調理実習室改修業務委託
- オ. 空調機器設置等業務委託
- カ. 自動扉開閉装置更新業務委託
- キ. 廃棄物収集運搬処理業務委託

【施設の概要】

建築年	平成11年
延床面積	873㎡
建物構造	鉄骨造平屋建て
施設の内容	多目的活動室、調理実習室、会議室

(歳出予算科目) 委託料 10,500千円

【林業振興対策事業費】

7 富山市猿倉山森林公園の指定管理者の指定及び債務負担行為の追加について

[農地林務課]

(1) 概要

令和6年3月をもって指定管理期間が終了する富山市猿倉山森林公園の施設について、指定管理者を公募し、富山市指定管理候補者選定委員会で選定された結果を踏まえ、令和6年4月からの指定管理者の指定を行うとともに、管理運営費に係る債務負担行為を追加するもの。

(2) 指定管理者の指定について

施設の名称	指定期間	指定管理者
富山市猿倉山森林公園	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日 (5年間)	特定非営利活動法人笑顔スポーツ学園

(3) 債務負担行為の追加について

(単位：千円)

事項	期間	限度額
富山市猿倉山森林公園管理運営費	自令和6年度 至令和10年度	95,700

8 とやまスローライフ・フィールド条例の一部改正について

[農政企画課]

(1) 趣旨

スローライフ市民農園の利用料金については、これまで定額の利用料金制をとっており、指定管理者に裁量がない状況となっている。

また、金額についても、消費税増税時以外には改定を行っていないことから、昨今の最低賃金及び電気料金の上昇を鑑み見直すとともに、承認料金制を導入するため、条例の一部改正を行うもの。

(2) 改正の内容

ア. 利用料金の額等

現行	改正案
1区画につき 12,570 円	1区画につき 15,000 円を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める額
—	指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない

(3) 施行期日

令和6年4月1日

ただし、利用料金の額の承認に関して必要な行為を施行日前においても行うことができることとする規定は、公布の日

9 富山市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定 及び富山市特別会計条例の一部改正について

[農村整備課]

(1) 趣旨

農業集落排水事業について、更なる経営基盤の強化を図るため、令和6年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計を導入するに当たり、必要な事項を定めるもの。また、これに伴い、富山市特別会計条例の一部を改正するもの。

(2) 改正の内容

①「富山市農業集落排水事業の設置等に関する条例」の制定により、次の事項等について定めるもの。

- ・ 農業集落排水事業の設置
- ・ 経営の基本に関する事項
- ・ 事業への地方公営企業法の財務規定等の適用
- ・ 予算で定めるべき重要な資産の取得及び処分の基準
- ・ 議会の同意を要する賠償責任免除の基準
- ・ 長が行う権限のうち、会計管理者に行わせる事項
- ・ 議決を要する負担付きの寄附の受領等の基準
- ・ 業務状況説明書類の作成に関する事項

②附則で「富山市特別会計条例」を一部改正するもの。

- ・ 特別会計の名称等の変更
 - 【現行】 (13) 富山市農業集落排水事業特別会計
 - 【新】 (20) 富山市農業集落排水事業会計
- ・ 現行の特別会計の現金等が新会計に帰属することを規定

(3) 施行期日

令和6年4月1日

10 富山市割山森林公園条例の一部改正について

[農地林務課]

(1) 趣旨

割山森林公園「天湖森」の整備事業に伴い、グランピング施設などの新たな施設について必要な事項を条例に定めるもの。また、既存施設の利用料金及び使用時間等について改正するもの。

(2) 改正の内容

ア. 利用料金

施設名	単位	利用料金案
グランピング施設(4人用)	宿泊	36,000 円/棟
	日帰り	18,000 円/棟
	追加料金	3,000 円/人

No.	施設名	単位	現状の利用料金	新たな利用料金	
1 オートキャンプサイト					
	専用流し台付き	宿泊	5,830 円/区画	7,000 円/区画	
		日帰り	3,630 円/区画	4,500 円/区画	
	専用流し台なし	宿泊	4,730 円/区画	6,000 円/区画	
		日帰り	2,530 円/区画	3,000 円/区画	
	カーサイト (専用流し台なし)	宿泊	—	5,000 円/区画	
		日帰り	—	3,000 円/区画	
	延長		—	800 円/時間	
2 キャンプ場					
	フリーサイト	宿泊	2,530 円/張	3,000 円/張	
		日帰り	1,430 円/張	2,000 円/張	
	ソロサイト	宿泊	—	2,000 円/張	
		日帰り	—	1,500 円/張	
	延長		—	400 円/時間	
3 コテージ(4人用)		宿泊	13,530 円/棟	16,000 円/棟	
		日帰り	6,930 円/棟	8,000 円/棟	
		追加人数	550 円/人	700 円/人	
4 ログハウス(8人用)		宿泊	27,830 円/棟	33,000 円/棟	
		日帰り	14,110 円/棟	16,000 円/棟	
		追加人数	1,100 円/人	1,300 円/人	
5 バーベキュー棟		2時間	3,090 円/卓	3,200 円/卓	
		延長	1,100 円/時間	1,200 円/時間	
6 天体観測棟		1回	小学生以上 100円	高校生以上 150円	
7 釣り場					
		ルアー釣り	1日	1,050 円	1,300 円
		餌釣り	1日	530 円	600 円
		月券(ルアー釣り・餌釣り共通)	1月	2,090 円	2,700 円
8 テニスコート		2時間	530 円/面	廃止	
9 パークゴルフ場					
		中学生以上	1日	320 円	高校生以上 400円
		小学生以下	1日	150 円	-

イ. 使用時間

- ・グランピング施設（宿泊・日帰り）

宿泊	午後2時から翌日午前10時まで
日帰り	午前9時から午後8時までのうち6時間

- ・オートキャンプサイト、キャンプ場、コテージ、ログハウス（日帰り）

変更前 午前10時から午後4時まで（6時間）	変更後 午前9時から午後8時までのうち6時間
---------------------------	---------------------------

- ・コテージ、ログハウス（宿泊）

変更前 午後1時から翌日の午前11時まで	変更後 午後2時から翌日の午前10時まで
-------------------------	-------------------------

（3）施行期日

令和6年4月1日

施設の使用の承認、利用料金の徴収その他の当該施設を供用するために必要な準備行為を施行日前においても行うことができることとする規定は公布の日、新たな施設に係るものは規則で定める日

【参考】施設配置図

